

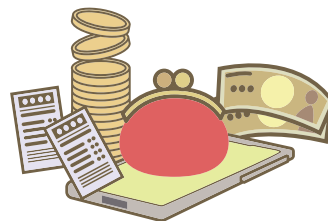


水道事業・簡易水道事業・下水道事業 会計決算

町水道事業・簡易水道事業・下水道事業は地方公営企業法に基づき、料金収入などを財源として、独立採算を基本とした事業運営を目指しています。

また、簡易水道事業・下水道事業は令和6年度より公営企業会計となりました。

今回は、令和6年度の決算が議会で認められましたので、その概要を「収益的収支」と「資本的収支」に分けてお知らせします。



収益的収支とは？

3条収支のことで、サービス提供に関するもの。
当年度の収益や費用として計上しなければならないもの。

(収支の効果が当年度のみに及ぶもの)

※現金の収支が伴わないものを含みます。

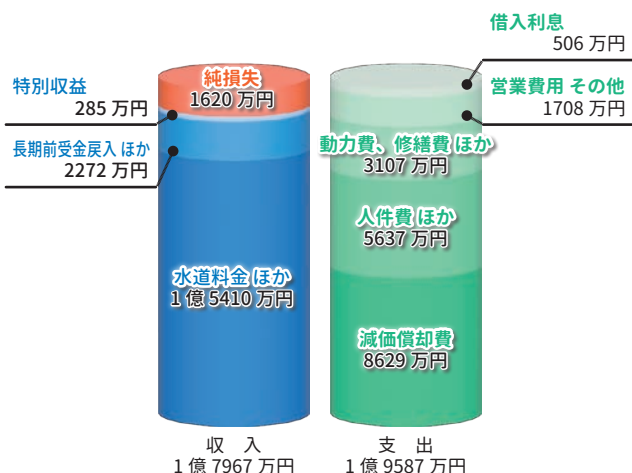
資本的収支とは？

4条収支のことで、施設の建設に関するもの。
事業実施に費やす資本の増減によるもの。

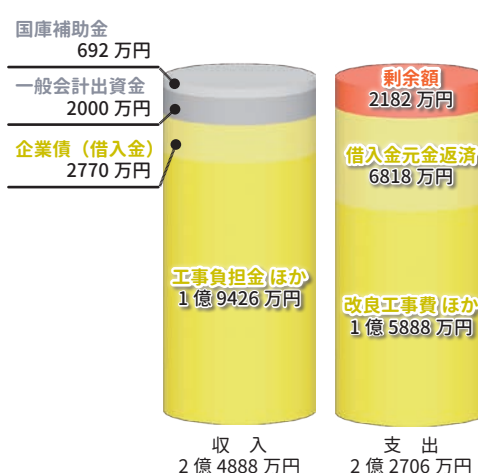
(支出の効果が、翌年度以降に及び、将来の収益に対応するもの)

※資産の取得、増設、施設の充実など。

収益的収支(3条) 決算



資本的収支(4条) 決算



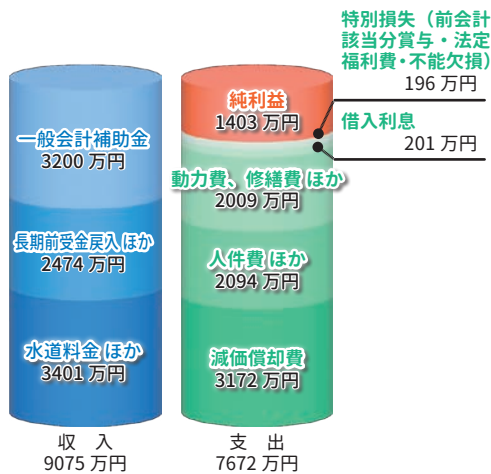
収益的収支においては、1620万円の純損失を減価積立金(企業債など長期負債の返済に備えるために利益を保留しておくもの)で補填しています。

収益的収支について支出より収入がマイナスになった要因は、一般会計からの補助金の皆減や修繕費の増額・物価高騰等が考えられます。

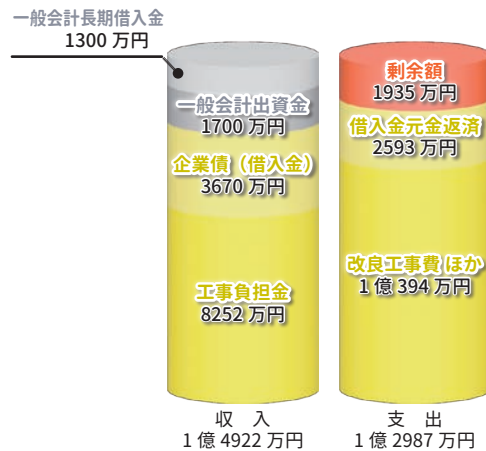
資本的支出について支出より収入がプラスになった要因は、一般会計からの出資金を受け入れたものによるものが要因と考えられ、独立採算を目指していくうえでは、一層の経費削減等の効率化を図っていく必要があります。

その一方で、施設が老朽化しており多額の更新費用がかかります。今後、計画的な料金改定や施設の更新が必要になります。

収益的収支(3条) 決算



資本的収支(4条) 決算



収益的収支においては、1403万円の純利益を全額欠損金(過去からの赤字)に充てています。

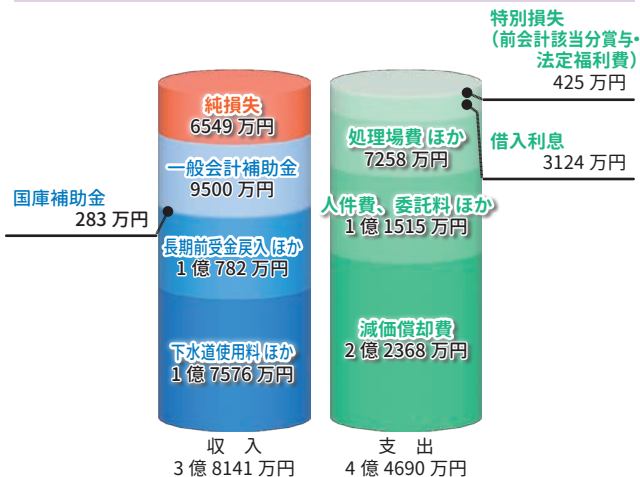
資本的収支においては、剰余額1935万円のうち1700万円を資本金に繰り入れ、235万円を減債積立金(企業債など長期負債の返済に備えるために利益を留保しておくもの)へ積み立てました。

収益的収支・資本的収支とも支出より収入が多くプラスとなりましたが、プラスになった要因は、一般会計(町の資金)の繰り入れや借り入れによるものの要因が多く、独立採算を目指していくうえでは、料金の見直しやより一層の経費削減等の効率化を行っていく必要があります。

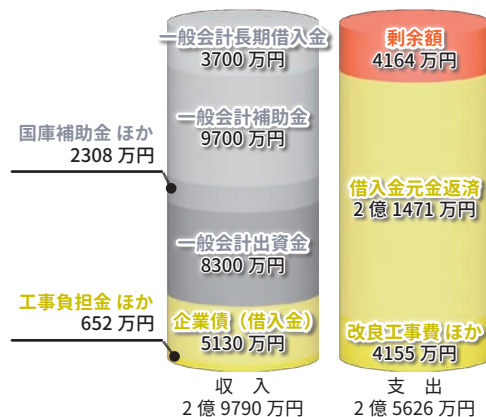
その一方で、施設や設備のほとんどが老朽化し、令和6年度の有収率(吸い上げた水に対して使用できた水の割合)でいえば51.6%(半分近い水をほぼ漏水により損失)と非常に低い値となっており、計画的な修繕等が必要な状況でもあります。

このような問題に対しては、可能な範囲で早急に対応していきたいと考えています。

収益的収支(3条) 決算



資本的収支(4条) 決算



町では汚水処理事業として、公共下水道事業、農業集落排水事業および合併処理浄化槽事業の3事業を行っており、上記のグラフは3事業を合算した決算状況を示したものです。

収益的収支のうち、1㎡あたりの使用料単価と汚水処理原価を比較すると、公共下水道事業の使用料単価は161.00円、汚水処理原価は168.36円、農業集落排水事業の使用料単価は160.98円、汚水処理原価は168.36円、合併処理浄化槽事業の使用料単価は285.19円、汚水処理原価は360.64円となり、いずれの事業も汚水処理原価が使用料単価を上回っている状況です。

公共用水域の水質保全や公衆衛生の向上等の役割を果たす町の汚水処理施設は、公共下水道事業では、汚水処理場1カ所と管路29km、農業集落排水事業では、汚水処理場2カ所と管路35km、合併浄化槽1,964基が主なものですが、各施設の老朽化と汚水処理人口の減少が大きな課題になっています。

それらの課題解決に向けて、公営企業の経営改善と各施設の長寿命化に引き続き取り組んでいきます。